

財政健全化法に基づく健全化判断比率等(速報値)について

京都市を除く府内14市11町村における令和7年度決算に基づく健全化判断比率等(速報値)は以下のとおりです。
財政健全化法に規定する早期健全化等の基準を超過した団体はありませんでした。

区 分	法に規定する基準		左記の基準を超過する団体
	早期健全化	財政再生	
実質赤字比率	11.25% ～ 15.00%	20.00%	該当なし
連結実質赤字比率	16.25% ～ 20.00%	30.00%	該当なし
実質公債費比率	25.0%	35.0%	該当なし
将来負担比率	350.0%		該当なし
資金不足比率 (公営企業)	20.0%		該当なし

※市町村毎（京都市含む）の数値は別紙のとおり。

※数値は速報値のため、今後変動する可能性があります。

【本報道発表に関するお問合せ】

総務部自治振興課 理事 山本 TEL 075-414-4445
課長補佐兼係長 山口 TEL 075-414-4454



令和7年度決算数値による 財政健全化法に基づく「健全化判断比率」等の概要（速報値）

※〔 〕内は昨年度 （単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率 （公 営 企 業）
福 知 山 市	－〔－〕	－〔－〕	10.1〔10.0〕	29.1〔28.3〕	－〔－〕
舞 鶴 市	－〔－〕	－〔－〕	12.4〔13.0〕	75.4〔70.0〕	－〔－〕
綾 部 市	－〔－〕	－〔－〕	9.1〔9.9〕	82.4〔87.9〕	－〔－〕
宇 治 市	－〔－〕	－〔－〕	▲ 1.6〔▲1.2〕	－〔－〕	－〔－〕
宮 津 市	－〔－〕	－〔－〕	12.9〔13.8〕	106.1〔110.9〕	－〔－〕
亀 岡 市	－〔－〕	－〔－〕	11.7〔12.7〕	69.0〔60.7〕	－〔12.2〕 病院
城 陽 市	－〔－〕	－〔－〕	12.6〔12.2〕	108.3〔113.9〕	－〔－〕
向 日 市	－〔－〕	－〔－〕	1.9〔1.9〕	－〔－〕	－〔－〕
長 岡 京 市	－〔－〕	－〔－〕	3.1〔2.7〕	44.4〔24.9〕	－〔－〕
八 幡 市	－〔－〕	－〔－〕	3.5〔3.4〕	26.1〔22.3〕	－〔－〕
京 田 辺 市	－〔－〕	－〔－〕	2.8〔2.3〕	24.2〔－〕	－〔－〕
京 丹 後 市	－〔－〕	－〔－〕	12.8〔13.1〕	145.4〔126.1〕	8.4〔7.7〕 病院
南 丹 市	－〔－〕	－〔－〕	12.5〔13.2〕	44.9〔46.8〕	－〔－〕
木 津 川 市	－〔－〕	－〔－〕	9.7〔9.9〕	－〔－〕	－〔－〕
大 山 崎 町	－〔－〕	－〔－〕	5.6〔5.1〕	－〔－〕	－〔－〕
久 御 山 町	－〔－〕	－〔－〕	1.8〔1.5〕	－〔－〕	－〔－〕
井 手 町	－〔－〕	－〔－〕	2.2〔0.3〕	－〔－〕	－〔－〕
宇 治 田 原 町	－〔－〕	－〔－〕	11.0〔10.8〕	74.7〔88.6〕	－〔－〕
笠 置 町	－〔－〕	－〔－〕	6.4〔6.6〕	21.5〔－〕	－〔－〕
和 束 町	－〔－〕	－〔－〕	11.0〔10.4〕	－〔2.7〕	－〔－〕
精 華 町	－〔－〕	－〔－〕	9.2〔9.8〕	25.0〔28.2〕	－〔－〕
南 山 城 村	－〔－〕	－〔－〕	9.7〔9.5〕	－〔－〕	－〔－〕
京 丹 波 町	－〔－〕	－〔－〕	14.2〔15.2〕	56.1〔58.0〕	－〔－〕
伊 根 町	－〔－〕	－〔－〕	9.7〔10.1〕	－〔－〕	－〔－〕
与 謝 野 町	－〔－〕	－〔－〕	14.1〔15.8〕	61.3〔75.7〕	－〔－〕
国民健康保険南 丹 病 院 組 合					－〔－〕
国民健康保険山 城 病 院 組 合					－〔－〕
京 都 市	－〔－〕	－〔－〕	12.2〔12.0〕	114.0〔132.0〕	－〔－〕
早期健全化基準 （黄色信号基準）	11.25～15.00	16.25～20.00	25.00	350.0	20.0
財 政 再 生 基 準 （赤 信 号 基 準）	20.00	30.00	35.00		

【用語説明】

1. 実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営が健全かどうかを示すもの

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字}}{\text{標準財政規模※}}$$

※標準財政規模 = その団体の標準的な一般財源の収入額

2. 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営が健全かどうかを示すもの

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\begin{array}{c} \text{＜一般会計等＞} \\ \text{実質赤字(黒字)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{＜一般会計等以外の会計＞} \\ \text{実質赤字(黒字)} + \text{資金不足(剰余)} \end{array}}{\text{標準財政規模}}$$

3. 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

※過去3か年平均で算出

4. 将来負担比率

一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額※} - (\text{充当可能基金} + \text{特定歳入} + \text{基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

※将来負担額の内容

- ・一般会計等の地方債現在高
- ・債務負担行為に基づく支出予定額
- ・一般会計等以外の会計の地方債の元利償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ・組合等の地方債の元利償還に充てる負担見込額
- ・退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額
- ・設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額
- ・信託の負債等に係る一般会計等負担見込額
- ・設立法人以外の者のために負担している債務及び貸付金に係る一般会計等負担見込額
- ・連結実質赤字額
- ・組合等の連結実質赤字のうち一般会計等負担見込額

5. 資金不足比率

公営企業の資金不足を、事業規模（料金収入額等）と比較して指標化し、経営状況が健全かどうかを示すもの

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$